

「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン(仮称)」中間案に対する意見募集の結果について

「対応区分」欄の説明

- ①行動プランに反映するもの ②既に反映している(含まれている)もの ③行動プランへの反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの  
④行動プランに反映することが困難なもの ⑤その他(①～④に該当しないもの)

番号	事項	頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
1	全般	—	「NPO等の団体」との表記が多くある。「財団法人・一般法人・NPO法人等の団体」とすべきだと思います。	②	この行動プランにおいては、「NPO等の団体」という表記については、幅広い非営利団体、法人を表しており、人権課題の解決に資するような公益事業を行っている公益法人や社会福祉法人といった法人についても含めて使っていますので、ご理解をお願いします。
2	まちづくり	7	ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第16条には、「すべての人が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。」とあり、誰もが必要な情報を入手できるようにするため、印刷物だけでなく、手話、表示など、意志の疎通が容易になるようなコミュニケーション手段のユニバーサル化についても検討をすすめる必要があるのではないのでしょうか。 (ほか同趣旨のご意見2件)	②	「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」では、目の不自由な人、耳の不自由な人、外国の人など、配慮が必要な人へ情報を伝えるための方法等も記載しており、誰もが必要な情報を入手できるように、さまざまな手段による情報提供を進めていきます。 また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、多くの人々が利用する県有施設やその周辺においては、外国語の併記やピクトグラム(絵文字)を使用するなどして、わかりやすい案内表示等の設置を進めていきますので、ご理解をお願いします。
3	人権啓発	8	「人権問題に関する三重県民意識調査」では「あなたは最近5年間で、県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加したことがありますか。」という設問に対して「一度も参加したことがない」が実に77.8%もいたことが、最大の問題点であった。このことは、人権啓発の推進を考える上では、表記すべきだと思います。	①	ご指摘をふまえ、本文中の「しかしながら、「人権問題に関する三重県民意識調査」(2012(平成24)年度実施)の結果では、総体的に県民の人権意識の高まりがみられるものの、人権課題別の状況を見ると、同和問題をはじめ、子ども、女性、外国人や障がい者等、依然として人権意識の面での課題が解消されていない状況にあります。」の記述の後に、「また、「最近5年間で、県や市町が主催する講演会や研修会に一度も参加したことがない」と回答した人の割合が77.8%となっていることから、」を追記します。
4	人権啓発	8	「……さまざまな主体と連携・協力した啓発等、さまざまな機会を通じて啓発に……。」と「さまざまな」が重なっているので修正する必要があると思います。	①	ご指摘をふまえ、「スポーツ組織等のさまざまな主体と連携・協力し、啓発に取り組んできました。」に修正します。
5	人権啓発	8	「今後、より多くの県民がより高い人権感覚を養っていくために、…」について、「より高い人権感覚を持つため」とすべきだと思います。	①	ご指摘をふまえ、「今後、より多くの県民がより高い人権感覚を持つため」に修正します。
6	人権啓発	9	「人権啓発の拠点である三重県人権センター」とあるが、その啓発機能の強化をはかるためにも、人権問題にとりくむ団体等の活動の支援や、その団体等の連携・協働をすすめる活動にもとりくむべきだと思います。 (ほか同趣旨のご意見5件)	③	三重県人権センターがより多くの県民に利用していただけるよう、人権センターの機能を活用するとともに、人権問題に取り組むさまざまな団体等との連携・協働についても今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	事項	頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
7	人権教育	11	「『人権教育推進計画』の不断の見直しを進め…」と表現してあるが、見直しの視点が書かれていません。「子どもや地域の実態をふまえた見直しを図り」、「社会の変化に対応した」等、見直しの視点を明記すべきだと思います。 (ほか同趣旨のご意見7件)	①	「人権教育推進計画」について、子どもや保護者、地域の状況などをふまえた見直しを図り」と修正します。
8	人権教育	12 13	事業所などでモニター研修(テレビ電話)を活用して、幅広い対象者に人権研修を実施してはどうでしょうか。	③	今後、啓発や研修を行っていくにあたっての参考とさせていただきます。
9	人権教育	13	人権教育のリーダー育成について、「若い世代」について記述すべきだと思います。	④	人権教育のリーダー育成については、若い世代に限定せず、実施していくべきと考えていますので、ご理解をお願いします。
10	相談体制	15	電子メールによる相談の受付は、なりすまし等の相談があることを考えると表現を修正すべきだと思います。また、出張相談の実施は可能なのでしょうか。	③	相談においては、相談者が利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備が必要だと考えています。いただいたご意見は今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
11	相談体制	15	児童相談所では、虐待等から子どもたちを守る職員1人あたりの仕事量は過剰な状態であり、実態にあったさらなる職員増は喫緊の課題となっています。相談員をサポートするために弁護士を採用・配置する等、組織のしくみを改善する必要があると思います。 (ほか同趣旨のご意見8件)	②	平成26年度に県が対応した児童虐待相談件数は1,112件で、平成24年度以降1,000件を超え、高止まりの状況です。 県では平成25年度以降、法的対応力を強化するとともに、子どもの安全確保のため積極的に介入する介入型支援を的確に行えるよう、これまで組織体制の充実(本庁に子ども虐待対策監の配置、児童相談センターに法的対応室、市町支援プロジェクトチームの設置及び弁護士・警察官の配置、職員の増員)を図ってきたところですのでご理解をお願いします。
12	相談体制	15	LGBTの人からの「どこに相談したらいいのかわからない」との声があり、相談を個人として受けています。団体と行政が連携してLGBTの相談窓口を設置してはどうでしょうか。	③	人権に関わるさまざまな相談に適切に対応するため、各種相談機関等との連携を充実していく必要があると考えていますので、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
13	人権侵害	16	マイナンバーの性別欄公開により、性同一性障がいの方が困難な状況に置かれると思いますので、性別欄を隠すシールを貼れるようにしてほしいと思います。	⑤	今回の行動プランに関する直接のご意見ではないと思いますが、ご意見については、マイナンバーの通知カードを所管する総務省に情報提供させていただきます。 なお、希望者に交付される個人番号カードについては、マイナンバーや性別欄などを隠すビニールケースに入れて交付されることになっています。
14	人権侵害	17	国への法的措置を含めた人権救済制度の確立を求めだけでなく、県内において実効ある人権救済がおこなわれるよう、三重県独自の人権救済に係る条例制定を検討すべきだと思います。 (ほか同趣旨のご意見4件)	④	人権救済については国による統一された一定の基準に基づき実施されることが必要であると考えており、国に対して法的措置を含めた実効性のある人権救済制度の早期確立を要望しているところですので、ご理解をお願いします。
15	人権侵害	17	国の制度確立がなされた場合と限定せず、三重県独自でも実効ある人権救済制度を検討すべきだと思います。	④	人権救済については国による統一された一定の基準に基づき実施されることが必要であると考えており、国に対して法的措置を含めた実効性のある人権救済制度の早期確立を要望しているところですので、ご理解をお願いします。

番号	事項	頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
16	人権侵害	17	県内においても実効ある人権救済が行われるよう、排外的、差別的なヘイトスピーチの規制を含めた条例制定を検討すべきだと思います。	④	人権救済については国による統一された一定の基準に基づき実施されることが必要であると考えており、国に対して法的措置を含めた実効性のある人権救済制度の早期確立を要望しているところですので、ご理解をお願いします。また、ヘイトスピーチの規制については、国会において、「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」が継続審議となっておりますので、法案の動向を注視していきたいと考えています。
17	同和問題	—	昨年、「同和対策審議会答申」から50年という節目の年を迎えたことを記述すべきだと思います。	④	同和対策審議会答申に関しては、三重県人権施策基本方針(第二次改定)において記述しています。この行動プランは、基本方針に基づく具体的な取組について記述していますので、ご理解をお願いします。
18	子ども	23	「地域の関係者、家庭、学校との連携により発達障がいに対する理解促進を図ります。また、支援ツールを活用し発達障がい児の早期発見に努めるとともに、一人ひとりの児童に合った途切れのない支援を行います。」の部分について、確実におこなわれることを強く願います。	②	施策を着実に推進していきますので、ご理解をお願いします。
19	子ども	23	加害児童生徒も、その背景には何かしらの不満であったり、鬱積があったりと、配慮すべき児童生徒の一人ではないかと思えます。すべての子どもの人権を尊重するという観点から、加害児童生徒へのケアも重要であり、加害児童生徒への「適切な指導」ではなく、「適切な支援」とすべきだと思います。(ほか同趣旨のご意見6件)	①	いじめは決して許されるものではなく、加害児童生徒への指導は不可欠です。一方で、加害児童生徒が抱える背景等にも目を向けることも重要です。ご意見の趣旨を踏まえ、「加害児童生徒への適切な指導及び支援」と修正します。
20	子ども	24	「子どもが社会づくりに参加する機会の保障」を新たに加え、「子どもが社会にある様々な不合理や課題と向きあい、多くの人々と協力して解決しようとする実践力をつけるために、子どもが社会づくりに参加できるような場と機会の確保に努める。」等の記述をすべきだと思います。(ほか同趣旨のご意見3件)	②	子どもに係る施策について、子どもが意見表明するなど社会づくりに参加する機会を提供することについては、三重県子ども条例において、県の施策の基本事項のひとつとなっています。本プランにおいては、「三重県子ども条例」の趣旨に沿った取組を推進することを示しています。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
21	障がい者	—	4月1日から「障害者差別解消法」が施行されることに伴い、三重県としてどのような具体的施策を考えているのかを明記すべきだと思います。	①	ご意見をふまえ、「障害者差別解消法」に基づく県の取組の加筆など、より具体的な表記に修正しました。
22	高齢者	34	「高齢者が安心して地域や自宅でくらし続けられるようにするために…」とあるが、最近高齢者の貧困が、ニュースでもよく報道されています。少ない年金の中から家賃が半分とられ、貯金を食いつぶす生活。生活水準を下げなければならない・安いアパートに移りたいが高齢のため、どこも貸してくれないという現状が報道されていました。「長く生きすぎた。」その方のつぶやきが深く心に刺さりました。高齢者のだれもが、「長生きしてよかった。」と思えるような社会にするために、医療・介護・福祉等が連携した地域包括ケアの促進をぜひともよろしくお願い致します。	③	平成27年3月に策定した第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画「みえ高齢者元気・かがやきプラン」において、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に努めていきます。

番号	事項	頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
23	高齢者	—	三重県における高齢者虐待の実態や不認可の高齢者対象の施設について記述すべきだと思います。	③	高齢者虐待の実態は、「現状と課題」において整理しています。また高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者に対する対応については、認可施設等に限らず対応をしています。 いただいたご意見については、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」などの取組の参考とさせていただきます。
24	外国人	38	県内在住の外国につながる児童生徒が急増する中、母国語も日本語もままならないまま日本で生活しています。日本で生活するための日本語や教科の学習はもちろん、母語をはじめとする自国の文化や習慣、価値観などを大切にでき、学ぶ権利、選ぶ権利が保障されるよう、県としての教育支援施策を充実させるべきだと思います。巡回指導員の不足、母語スタッフ不足など人的配置の面で大きな課題を抱えているので、これらの課題解決を図るべきだと思います。また、とりわけ外国人学校に通う県内在住の児童生徒の学ぶ権利が保障されるよう財政支援をおこなうべきだと思います。 (ほか同趣旨のご意見8件)	③	外国人児童生徒への教育支援を行っていく必要があると考えていますので、今後の取組にあたっての参考にさせていただきます。 また、県では、私立の外国人学校に対する助成も行っていますので、ご理解をお願いします。
25	患者等	40	「また、県難病相談支援センターでは、難病患者の就労支援にも努めます。」とあるが、県難病相談支援センターは小児慢性特定疾病児童等自立支援業務も県より受託を受けているので、記述の追加をお願いします。	①	ご意見をふまえ、「また、県難病相談支援センターでは、難病患者の就労支援や小児慢性特定疾病児等の自立支援にも努めます。」と修正します。
26	さまざま (性的マイノリティ)	47	「課題解消に向けた取組について検討し、実施していきます」とあるが、制度上、社会慣習上の不利益や差別を受けることがないよう条件整備を進めるとともに、課題解決にむけた条例制定の検討もすすめるべきだと思います。 (ほか同趣旨のご意見6件)	③	性的マイノリティのくびとの人権については、社会慣習上の不利益や差別の解消に向けた県民の意識が醸成されるよう啓発に取り組んでいきます。 いただいたご意見を参考にしながら、課題解決に向けた取組について検討していきます。
27	さまざま (性的マイノリティ)	47	私たちのまわりには、LGBT等性的マイノリティーについてだれにも言えずに悩みをかかえている人が13人に1人の割合でいると聞きました。現状と課題認識のための取り組みを、具体的におこなっていただくことを強く望みます。また、制度上、社会慣習上の不利益や差別を受けることがないよう条件整備を進めるとともに、課題解決に向けた条例制定の検討をよろしくお願いします。	③	県では、人権センター、三重県男女共同参画センター、三重県こころの健康センター等において、性的マイノリティの方からの相談に応じています。性的マイノリティの人権についての課題や現状を把握するとともに、いただいたご意見を参考にしながら、課題解決に向けた取組について検討していきます。